



2024年12月25日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理部長 横山 恵一
(TEL 03 - 5719 - 2180)

第41期（2024年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第41期（2024年9月期）有価証券報告書（自2023年10月1日 至 2024年9月30日）
2. 延長前の提出期限
2025年1月6日（月曜日）
3. 延長が承認された場合の提出期限
2025年1月31日（金曜日）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年12月10日付「第41回定時株主総会における報告事項の撤回及び付議議案の一部撤回、臨時株主総会の開催方針に関するお知らせ並びに2024年9月期有価証券報告書の提出期限延長申請検討に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、鹿児島県霧島市に所在する建物付き土地案件（以下「当該案件」といいます。）に関して、外部機関より、2020年9月時点における会計処理の一部に疑義があるとの指摘を受けました。当該案件は継続取引ではないため、影響が限定的であることから、第一義的には社内での調査が適切であると考え、社内での自主点検を実施することといたしました。

自主点検の目的は、当該案件の期末評価に関し、事実関係及びその他不適切な会計処理の確認を行うこと及び当該案件の類似案件として、期末において個別評価が必要と判断される資産項目等に関し、妥当性及び適正性の確認を行うこととしております。点検方法としては、関連資料精査、社内外の関係者へのヒアリング、デジタルフォレンジック等を実施することとし、現在も点検を継続しております。

自主点検による結果報告は早くとも2025年1月中旬を予定しておりますが、結果報告とそれを踏まえての監査法人による監査手続きが必要であることを勘案いたしますと、金融商品取引法第24条第1項の提出期限であります2025年1月6日に第41期有価証券報告書を提出することは困難な見通しとなりました。

以上から、当社は企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、当該有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様はじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上